

## 第5回委員会資料2・3についての御意見

(令和6年5月14日時点)

### 調布市聴覚障害者協会

#### ■【手話言語条例】および【意思疎通支援条例】に共通する事項について

条例の前文で「～ます」「～です」調から、「～である」調に変わりましたが、「～ます」「～です」の方が、条例を初めて読む人にとって、優しく、また柔らかい印象を持つことができるだけでなく、様々な立場の方が共に共生社会を築いていくという決意表明にもつながると思いますので、前文だけでも「～ます」「～です」と元に戻して頂ければと思います。

#### ■【手話言語条例】に関する事項について

基本的な内容、構成等は概ね理解いたしましたが、以下の点につき、提起、確認させてください。

1. 第4回委員会までの条文案には、第2条に「定義」に関する事項が記載されていましたが、今回の案では、修正のポイント第6条(3)(4)に「市職員」も「市民」含まれ、定義規定があるため、第2条の定義は削除したとのこと。

今回の第6条(3)、(4)は定義規定になっているようですが、今一つ文意がつかめません。「事業者」の定義も消えているようです。何か事由がありますでしょうか？

今回の案では、「市民」は第4条に、「事業者」は第5条にそれぞれ役割として記載されていますが、「市民」「事業者」について具体的な意味が明記されていなくても問題はないのでしょうか？

条例に定義規定は必須ではないとのことですが、定義に関する内容がなくても、代わりに条例の対象となる範囲が明記されていた方が良いかと思われませんが、専門家の方のご意見もお伺いしたいと思います。

(意思疎通支援条例の方には、第2条に定義規定が記載されています。)

2. 施策の推進に関して、第4回委員会までの案では、第7条～11条と記載されていましたが、今回の案は、市の施策内容として第6条に1つにまとめた、と理解いたしました。市の施策内容が第6条内の各号に表記され、読みやすく、また分かりやすくなったと思われます。

第6条の(10)ですが、以前の委員会案では第11条に医療、介護、保健、福祉サービスにおける環境整備、と具体的に明記されていましたが、今回は「手話を使用する者が安心した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において」と抽象的な形に表記されています。例えば、「医療、介護、保健、福祉サービス等」と例示する形で追記、盛り込むことは問題ありませんでしょうか？

逆に、具体的に載せると、その書かれたこと以外は含まれなくなってしまうのでは、という見方もあるかもし

れません。専門家の方、他の委員の方のご意見もお伺いできればと思います。

■【意思疎通支援条例】に関する事項について

1. 意思疎通支援条例に関して、「情報の取得と利用」についてもう少し強調されても良いかと思われませんが、如何でしょうか。

国が制定した「障害者の情報の取得と利用並びに意思疎通促進に関わる法律」では、意思疎通だけでなく、「情報の取得と利用」に関する内容が盛り込まれていると認識しています。

文京区で最近制定、施行された条例では、障害の持たない人の得る情報を同一時点で同一の内容を提供しなければならないと条文に明記されているようです。

調布でも、条文案で前文、あるいは第1条の目的等、いずれかのところに「情報の取得と利用」に関する語句をご追記頂けませんかでしょうか。

意思疎通手段も情報の取得と利用の手段と同じ位置づけと捉えています。

2. 最近「聴覚情報処理障害 APD」等、従来の身体障害者福祉法等の範疇には定義されない障害名が取り上げられるようになってきています。

こういった障害の方々は、第2条の定義の(1)障害者で「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害」には含まれるのでしょうか？ 条例に記載されている障害以外の障害も今後出る可能性もありますので、ここでは、様々なケースが条例に含めることができるように、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害他、あらゆる障害や難病等を抱えている者であって～」と少し修正、追記するのは如何でしょうか。

3. 第2条の定義の(2)について、前の案「手話」から、今回は「手話通訳」と表記されていますが、「手話」は、聴覚障がい者の中には、「コミュニケーション手段」とみる向きもあります。(一部略)ここでは、「(2)意思疎通手段 手話、手話通訳、要約筆記、筆談、代筆・代読～」と「手話」も入れたらどうかと思いますが、如何でしょうか。「要約筆記」「筆談」と両方入っていますので、「手話」「手話通訳」と両方併記した方が無難かと思われます。